別記第５号様式

　第　　　号

年　　月　　日

　　関係市町村長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　熊本県健康福祉部長

要配慮者等への宿泊施設提供事業の実施について（通知）

　（　災　害　の　名　称　）が災害救助法に適用されたことを受け、要配慮者等の為に、旅館・ホテルを避難所として利用する、宿泊施設提供事業を下記のとおり実施しますので通知します。

つきましては、貴市町村での事業の実施について別記第６号様式により報告するとともに、対象者等に対し、事業の内容等について、周知いただきますよう併せてお願いします。

記

１　事業の対象者（要配慮者等）

高齢者（６５歳以上）、障がい者（身体・知的・精神・発達障がい者）、妊産婦、乳幼児（未就学児）、要介護者（介護認定を受けている者）、病弱者等で避難所での生活に特別な配慮が必要な方（及びその介助者）。

２　宿泊提供施設の位置づけ

災害救助法第４条第１項第１号に規定する「避難所」に該当。

３　市町村の役割

①被災した要配慮者等に対する宿泊施設提供事業の情報提供

（受入可能な宿泊施設は、県から市町村に情報提供します。）

②対象者から宿泊要請の受領

③受入可能施設との調整

④県への宿泊状況報告

※詳細な事業スキームは、別添マニュアルを参照。

４　旅館・ホテルで提供するサービス等

①通常の宿泊サービス（寝具、風呂等）及び食事（原則朝・昼・夜の三食）

②宿泊料（食事を含む）は無料（県が負担）です。日用品等は個人負担。

③宿泊施設への移動は、本人負担。

５　費用負担

当該事業に係った経費は、県から熊本県旅館ホテル生活衛生同業組合に対して、一括して支払います。（利用者の負担は無し）

６　事業の周知

避難所への掲示・チラシの配布、市町村ホームページへの掲載により周知への御協力をお願いします。

【問合せ先】

担当

TEL